

新型コロナウイルスの影響により市税の納付が困難な方へ

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することができない場合に、次の要件のすべてに該当するときは、申請されることにより、原則として1年間、分割納付が認められますので、各区役所納税課又は財政局特別滞納整理課にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき市税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6か月を超える場合であっても、市長等の職権による換価の猶予（地方税法第15条の5）が受けられる場合もあります。

※ 猶予金額が100万円を超える場合は、原則、担保が必要です。
（ただし、担保の提供が困難な場合は、ご相談ください。）

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間、財産の換価（売却）が猶予され、市税を分割して納付することができます。
（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）
- ② 猶予期間中の延滞金が軽減（注）されます。
（注）通常 年8.8% → 軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）

さらに個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます（裏面をご参照ください）。

次のような個別の事情がある場合は、申請されることにより、原則として1年間、納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際にお申し出ください。

個別の事情の具体例（徴収猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、市税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休・廃業をした場合、市税を一時に納付できない額のうち休・廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合、市税を一時に納付できない額のうち受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間、納税が猶予されます（猶予期間中に市税を分割して納付することもできます）。
 - ② 猶予期間中の延滞金が軽減（注）又は免除されます。
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ※ 猶予期間中の新たな差押え及び財産の換価が禁止されます。

（徴収猶予：地方税法第15条）

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を管轄の区役所又は財政局特別滞納整理課に提出してください（eLTAXや郵送でもご提出いただけます）。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお尋ねします。

お問い合わせ・申請先（納税通知書等記載の下記納税窓口）

* 市外局番：092

東区役所納税課 電話645-1022/FAX 632-4970
博多区役所納税課 電話419-1023/FAX 476-5188
中央区役所納税課 電話718-1028/FAX 714-4231
南区役所納税課 電話559-5169/FAX 511-3652

城南区役所納税課 電話833-4026/FAX 841-2145
早良区役所納税課 電話833-4317/FAX 841-2185
西区役所納税課 電話895-7014/FAX 883-8565
財政局特別滞納整理課 電話711-4215/FAX 711-4219